

鹿児島県レクリエーション協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、鹿児島県レクリエーション協会と称す。

第2条 本会は、事務所を鹿児島市与次郎一丁目4-20県総合体育センター内におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、健全明朗なレクリエーション活動を推進し、県民が余暇を善用して健康を増進し、教養を高め、文化的生活の向上をはかり、明るく豊かな県民性を樹立することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 レクリエーション活動の普及奨励
- 2 レクリエーション大会等の開催
- 3 加盟団体の育成
- 4 レクリエーション指導者の養成
- 5 レクリエーションに関する調査研究、資料の収集ならびに刊行
- 6 関係機関、団体の事業への協力
- 7 その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 組織

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する団体・個人をもって組織する。

- 1 団体会員
 - (1) 地域団体
 - (2) 種目団体
 - (3) 職場団体
- 2 個人会員
 - (1) 県内に居住する公認指導者
 - (2) その他本会が特に認める者

第4章 役員

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名
- (5) 常務理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 評議員 若干名
- (8) 監事 2名
- (9) 顧問・参与 若干名

第7条 会長及び副会長は、評議員会で推挙する。

2 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第8条 理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。

2 理事長は、会長の命を受け、会務を執行する。

第9条 副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

第10条 常務理事は、理事会において選出する。

2 常務理事は、常務を処理する。

第11条 理事は、評議員会及び学識経験者の中から会長が推薦し、評議員会の承認をうるものとする。

2 理事は、会務を処理する。

第12条 評議員は、各加盟団体からそれぞれ1名選出する。

第13条 監事は、評議員会で選出する。

2 監事は、会計を監査する。

第14条 顧問・参与は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。

2 顧問・参与は、会議に出席して意見を述べることができる。

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補佐役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第16条 評議員会は、会長、副会長、理事、評議員及び監事をもって組織する。

2 評議員会は、毎年1回以上開き、次の事項を審議決定する。

(1) 歳入歳出予算及び決算の承認

(2) 事業計画の承認

(3) 規約の改廃に関する事

(4) その他会長の付議した事項

第17条 評議員会は、会長が招集しその議長となる。

第18条 理事会は、会長、副会長、理事で組織する。

2 理事会は、この規約の規定によりその権限に属する事項及び評議員会から委任された次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画

(2) 諸規定の制定及び改廃

(3) その他会長の付議した事項

3 理事会は、会長がこれを招集しその議長となる。

第19条 常務理事会は、理事長及び副理事長・常務理事で組織する。

2 常務理事会は、理事会から委任された事項その他を審議する。

3 常務理事会は、必要により理事長が招集しその議長となる。

第20条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第6章 賛助会員

第21条 本会に賛助会員をおくことができる。

1 賛助会員は、会長が委嘱する。

2 賛助会員は、一定の会費を負担するものとする。

3 賛助会員は、会長の諮問に応ずる。

第7章 会計

第22条 本会の経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 加盟団体の負担金
- (2) 個人会費
- (3) 賛助会費
- (4) 補助金・委託金等
- (5) 事業収入
- (6) 寄附金
- (7) その他

2 繰越金の一部を、今後の活動費として積み立てることができる。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 事務局及び付属機関

第24条 協会の事務を処理するため、事務局を設け事務局長その他の職員をおく。

2 事務局長その他の職員は、会長が常務理事会の同意を得て任免する。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会が別に定める。

第25条 協会には、協会の事業に関する専門的な事項を調査審議するため、評議員会の議を経て必要な専門委員会等の付属機関を設けることができる。

2 付属機関に関する事項は、会長が理事会に諮って定める。

第26条 協会には、次の委員会をおく。

- (1) 総務委員会
- (2) 普及委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 表彰委員会
- (5) 指導者選考委員会
- (6) 人材育成委員会
- (7) 生涯スポーツ特別委員会
- (8) 組織検討特別委員会

2 委員会は、理事会から委任を受けた事業を審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

3 委員会の長は、会長が理事会に諮って任免する。

4 第3項に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

第27条 本規約の施行上必要な細則は別に定める。

第28条 本会は、公益財団法人日本レクリエーション協会に加盟することができる。

第29条 本規約は、昭和49年10月16日から施行する。

- 1 昭和59年5月16日一部規約改正
- 2 昭和60年5月31日一部規約改正
- 3 昭和62年5月23日一部規約改正
- 4 平成9年5月24日一部規約改正
- 5 平成10年5月23日一部規約改正
- 6 平成14年5月25日一部規約改正
- 7 平成19年5月27日一部規約改正
- 8 平成21年5月16日一部規約改正
- 9 平成26年5月17日一部規約改正